

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の名義使用（広告物等）に関する規程

制定 平成23年2月1日 規程第472号

（趣旨）

第1条 本規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）が、法人以外の団体又は個人がその事業等にかかる広告物等において法人名義を使用しようとする場合に、その使用を承認する基準その他の手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。

（広告物等）

第2条 本規程における広告物等とは、法人名義とともに、法人が行った試験、研究等の結果又は法人の試験済若しくは検査済その他これに類する表現等を掲載した、カタログ、パンフレット、ポスター等の広告物若しくは印刷物又はインターネットホームページ等の電子媒体をいう。

（承認基準）

第3条 法人は、広告物等における法人名義の使用について、次の各号のいずれも満たす場合に承認することができるものとする。

- (1) 法人が行った試験・研究等の結果に基づくもの
- (2) 法令及び公序良俗に反しないもの
- (3) 社会的妥当性を欠くものでないもの
- (4) 過剰広告等で市民等に誤解を招かないもの
- (5) 当該広告内容又は商品について、法人が推奨しているような誤解を与えないもの
- (6) 申請された広告物等以外には使用しないこと
- (7) 広告物等にかかる経費について、法人の負担がないもの

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、法人名義の使用を承認しない。

- (1) 市民や消費者等の第三者に誤解を与えるような試験データの過大評価又は法人が発行した報告書に記載のない表現をしようとする場合
- (2) 製品全体の効果・効能等に関して、「大阪市立工業研究所が実証、認証」等の表現をしようとする場合

（名義等の掲載方法）

第4条 法人が発行した報告書記載のデータ等を抜粋して広告物等に転載して使用する場合は、当該使用箇所、法人が行った試験・研究等の結果であること並びに当該報告書の発行日及び報告書番号を明記しなければならない。

2 前項の報告書の発行日及び報告書番号としては、「地方独立行政法人大阪市立工業研究所報告書 平成△年△月△日 大工研報第〇〇号」の文言を挿入することとする。

（申請内容の事前確認）

第5条 広告物等において法人名義を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、掲載予定の広告原稿等並びに法人が発行した当該試験・研究等にかかる報告書を基に、当該試験・研究等を担当した法人職員にあらかじめ相談のうえ、申請内容について第3条及び第4条の規定に適合していることの確認を受けなければならない。

（申請及び審査）

第6条 申請者は、名義使用（広告物等）の承認申請書（様式第1）に、試験・研究等にかかる申込番号及び報告書番号、広告媒体の種類、広告掲載予定原稿等を明記し、法人が発行した当該試験・研究等にかかる報告書の写し、その他法人が必要と判断した資料を添付し、原則として当該名義使用の30日前までに法人に提出しなければならない。

- 2 法人は、前項の申請書等を受理したときは、当該広告物等及び掲載内容等について、第3条に掲げる基準に基づき名義使用の承認にかかる適否について審査するものとする。
- 3 前項において、第4条に掲げる掲載方法又は表現等の掲載内容等について申請者に修正を求めることができるものとする。
- 4 第1項の申請書は、法人が当該試験・研究等にかかる報告書を発行した日から原則として5年以内に提出されたものに限り受け付けるものとする。

(通知)

第7条 法人は、前条により名義使用の承認を決定したときは、様式第2により次に掲げる条件を付して申請者に通知するものとする。

- (1) 申請された広告物等以外には法人名義を使用しないこと
- (2) 本通知後、前条の申請内容に変更が生じた場合は、直ちにその変更届を法人に提出すること
- (3) 申請者は、法人名義を使用した広告物等を作成、印刷又は発行した後、速やかに当該広告物等又は掲載写真等を法人に提出すること
- (4) 当該広告物等にかかる経費については、法人は一切負担しないこと
- (5) 当該広告物等によって、事故又は損害等が生じた場合でも法人は一切責任を負わないこと

- 2 法人は、前条に基づき審査した結果、名義使用について不承認と決定したときは、様式第3により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(承認の取消)

第8条 前条第1項により名義使用の承認を受けた申請者（以下「名義使用者」という。）又は当該広告物等が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに法人が行った承認を取消すものとし、直ちに名義使用者に通知するものとする。

- (1) 第3条の要件に該当しないこととなったとき
- (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたことが判明したとき
- (3) 広告物等又は掲載内容が、第6条の申請書の記載内容若しくは第7条の名義使用の承認通知により承認された内容と異なることが判明したとき

- 2 前項によって名義使用の承認の取消の通知を受けた名義使用者は、直ちに広告物等を回収し、又は表現を削除するとともに、その処理状況を法人に報告しなければならない。また、以後、広告物等の作成、印刷、掲載等を行ってはならない。

(名義使用者の責務)

第9条 名義使用者は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 名義使用者は、当該広告物等の掲載内容及びその商品等に関して一切の責任を負うものとする。
- (2) 名義使用者は、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- (3) 名義使用者は、広告物等の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任と負担において損害を回復しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、広告物等における法人名義の使用について必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に伴い、地方独立行政法人大阪市立工業研究所名義使用承認に関する要領

(平成20年4月1日制定、以下「要領」という。)は廃止する。

- 3 この規程の施行前に前項の規定による廃止前の要領に基づき行われた名義使用の申請その他の行為は、この規程の相当規定により行われた申請又は承認、その他の行為とみなす。

様式第1（第6条関係）

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪市立工業研究所
理事長

申請者
住所
団体等の名称
代表者氏名 印

大阪市立工業研究所の名義使用（広告物等）の承認申請書

下記のとおり、貴法人の名義を広告物等に掲載したいので、申請いたします。

記

- 1 使用目的：

- 2 使用開始予定日：平成 年 月 日（ ）

- 3 試験・研究等の申込番号：平成 年 月 日 第 号

- 4 試験・研究等の報告書番号：平成 年 月 日 大工研報 第 号

- 5 広告媒体：

- 6 添付資料：・試験・研究等の報告書の写し
・掲載予定原稿等

平成 年 月 日

様

地方独立行政法人大阪市立工業研究所
理事長 ○ ○ ○ ○

名義使用（広告物等）の承認について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のありました「○○○○（広告媒体）」にかかる本法人の名義使用につきましては、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 使用開始日：平成 年 月 日（ ）
- 2 申請された広告物等以外には法人名義を使用しないこと
- 3 本通知後、申請内容に変更が生じた場合は、直ちにその変更届を提出すること
- 4 申請者は、法人名義を使用した広告物等を作成、印刷又は発行した後、速やかに当該広告物等又は掲載写真等を法人に提出すること
- 5 当該広告物等にかかる経費については、法人は一切負担しないこと
- 6 当該広告物等によって、事故又は損害等が生じた場合でも法人は一切責任を負わないこと
- 7 当該名義使用の承認の取消が通知された場合、申請者は直ちに広告物等を回収し、又は表現を削除するとともに、その処理状況を法人に報告し、以後、広告物等の作成、印刷、掲載等を行わないこと

以上

様式第3（第7条関係）

平成 年 月 日

様

地方独立行政法人大阪市立工業研究所
理事長 ○ ○ ○ ○

名義使用（広告物等）の不承認について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のありました「○○○○（広告媒体）」にかかる本法人の名義使用につきましては、残念ながら下記の理由により承認しないことになりましたので通知します。

記

不承認の理由：

以上